

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

法定協議会を適切に開催し、地域の実情に応じた交通体系を構築するため、市民にとって便利でわかりやすい地域公共交通機関を目指すとともに、市内の公共交通空白地を解消するため、平成21年4月から市内4地区でコミュニティバスの実証運行を行った。

市街地では、平成14年から運行しているぶらっとバスについて、利便性向上のため抜本的な運行形態や路線の見直しを行い、平成21年4月から実証運行を行うとともに、適時路線やダイヤの見直しを行った。また、東郷地域、南部地域、細島地域については公共交通空白地解消のため、新たに乗合バス(細島地域は乗合タクシー)の実証運行を行った。

更に、利用促進のための啓発事業として、民生委員・児童委員をはじめとした地区説明会や、市民の体験乗車等を行うなど、当該事業を本格実施する環境の整備を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

地域の実情に応じた交通体系を構築するため、市街地でのぶらっとバスの運行や東郷地域と南部地域での乗合バスの運行、細島地域での乗合タクシーの運行等事業計画に位置づけられた事業を実施した。

市街地のぶらっとバスについては、平成22年10月に、安定した運行の見地から一部路線の見直しを行った。乗合タクシー細島については、利用者が少ないことから、運行地区や市民バス検討委員会、活性化協議会での協議等を行い、平成23年3月を持って路線を廃止することとなった。

利用促進の取組みについては、利用促進協議会の設置には至らなかったが、10地区での説明会や4地区での体験乗車等を実施した。しかしながら、口蹄疫の影響で利用促進の取組みを自粛していたこともあり、回数等十分なものとはならなかったことから、平成23年度以降も引き続き実施していく必要がある。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

コミュニティバスの実証運行については、総合事業計画において公共交通利用者数や乗車率の向上、公共交通空白地の解消、市民満足度の向上、行政コストの抑制などにより事業評価を行うこととした。

ぶらっとバスについては、抜本的な運行システムの見直しにより実証運行を開始し、運行開始前の高齢者福祉バスとの利用者数の比較や、利用者の声等の把握を行った。

乗合バスや乗合タクシーについては、地区毎の利用状況や利用目的等を把握するなど、公共交通空白地の解消の見地から、利用者の声等の把握を行った。

また、実証運行に利用者の実態や意見を反映するため、市民の代表や運行事業者等で構成する「日向市市民バス検討委員会」等を開催し、ルートやダイヤ等についての検討を行なった。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

市内4地区でコミュニティバスの実証運行を行ったが、市街地のぶらっとバスについては、本年度の利用者数が月平均2,791人となっており、昨年度2,451人、一昨年度の2,002人を大幅に上回り、見直しの効果や利用促進の取組みの成果が出ていると考えられ、公共交通利用者数を増加させるという目的を達成するために適切な事業であると判断される。

また、デマンド方式で運行している乗合バスについては、東郷地域の利用者数は、平成21年度が1便平均5.8人、平成22年度が4.8人と口蹄疫等の影響で減少はしているものの、引き続き順調に推移しており、公共交通空白地解消という目的を達成するために適切な事業であると判断される。

南部地域についても平成21年は1便平均1.9人、平成22年度が1.6人と前年度より利用者は減少しているが、90%を超える高い運行率を維持しており、公共交通空白地解消という目的を達成するために適切な事業であると判断される。

細島地域の乗合タクシーは、路線バスの沿線地域であること等から利用が少なく、平成23年3月を持って廃止することとした。細島地域については、地元からの強い要望もあり実証運行を行ったが、利用対象者数や利用実態の把握など、事業の導入検討に課題があったものと判断される。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
<p>① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p> <p>利用者や運行事業者等からの要望や、運行についての課題や問題点の解決については、市民の代表者等で構成する「日向市市民バス検討委員会」や活性化協議会での協議により検討を行った。</p> <p>ぷらっとバスについては、平成21年4月の実証運行開始後において、安全性や定時制の確保、運行における問題点の改善、利用者のニーズへの対応などから随時見直しを行うこととした。</p> <p>平成21年10月には、安全性や定時制の確保のため、運行便数を6便から5便へ削減。平成22年4月には空白地の解消のための一部路線変更等を行っており、更に利用者から夕方の便の遅延や利用者のいないバス停の改善等の要望があったことから、平成22年10月には利用の少ない水ヶ浦地区について1日5便の内、4便・5便の廃止を行うなど、安定した運行となるよう問題点の解決を図った。</p> <p>また、平成23年4月のダイヤ等の改正の見直しにおいては、安全性や定時性の確保及び利用者の利便性の向上の見地から、道路の新設に伴う路線の変更や、路線が重複する地区から路線のない地区への一部路線の変更、利用者がほとんどいない地区の路線の見直し、近接するバス停の統合など、4地区の改善を行うこととした。</p> <p>東郷地域については、利用者数は多いものの病院利用者が多数を占め、引き続き一般の利用者への啓発を行う必要がある。南部地域についても、運行率は高いものの利用者数が少ないことから、更なる利用促進の取組みを行なう必要がある。</p> <p>細島地域については、啓発等によっても今後の利用者増が見込めないことから、平成23年3月を持って路線の廃止を行うこととした。</p>
2 事業の実施環境
<p>① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p> <p>当該事業については、本年度で総合事業による補助が終了するが、これまでの実証運行による見直しにより、運行システムについては安定して運行できる体制が整いつつある。平成23年度以降の運行についても、日向市の部局運営方針に盛り込まれる見込みであることや、日向市からの財政支出によるということなどで議会関係者等の合意が形成されているなど、継続して実施できる見込みである。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。</p> <p>日向市市民バス検討委員会による運行見直しの協議やバス停名称を地区名からわかりやすい病院や施設等の名称に変更し、併せて広告として企業にコミュニティバスの運行に協賛をしていただくなど、利便性の向上や収益の向上に努めた。また、平成22年度には、民生委員・児童委員や区・公民館等でコミュニティバスの運行についての説明会や体験乗車を行うなど利用促進活動を実施した。</p>
V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。</p> <p>法定協議会の規約、財務規定、事務局規定が平成20年度第1回活性化協議会で決定され、活性化協議会の審議事項は、連携計画の策定及び変更に関する事、連携計画の実施に係る連絡調整に関する事、連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事、その他活性化協議会の目的を達成するために必要な事項と規定されており、平成22年度事業については、平成22年度第1回活性化協議会において、連携計画に記載されたコミュニティバスの実証運行や利用促進事業等についての事業計画が了承されている。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。</p> <p>運行等についての合意形成にあたっては、市民の代表や運行事業者で組織する「日向市市民バス検討委員会」において利用者の意見の把握や運行計画の見直し、利用促進等について協議を行っている。</p> <p>市民バス検討委員会で協議された事項については、さらに活性化協議会で協議されることになるが、市民バス検討委員会の代表である日向市区長公民館長連合会、日向市高齢者クラブ連合会、日向市障害者団体連絡協議会の会長に活性化協議会の委員になっていただいております。市民バス検討委員会で協議された事項や住民の意見は反映される仕組みとなっている。</p>
<p>③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。</p> <p>平成20年度から事業を実施しているが、毎年度予算や事業計画、事後評価について活性化協議会を開催し審議しており、適正に開催されている。</p>
<p>④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。</p> <p>活性化協議会の規約により、会議は原則として公開と規定されており、当該規定に則って、活性化協議会の議事が開示され、議事録の作成も行なっている。また、日向市地域公共交通総合連携計画や事後評価について、ホームページでの公表を行っている。</p>

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて
地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

事業計画については、活性化協議会の協議のほか、市民の代表や運行事業者を構成員とする「日向市民バス検討委員会」や活性化協議会での協議を行うとともに、日向市の部局経営方針にも盛り込まれており、地域の実情に応じた交通体系を構築する事業として合意形成が図られていると考えられる。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。